

3 「平成 30 年度大阪市ひとり親家庭等実態調査」の結果とみえてくる課題

(1) 就業について

ア ひとり親家庭の就業状況・就業形態

ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭が86.0%、父子家庭が85.2%となっています。

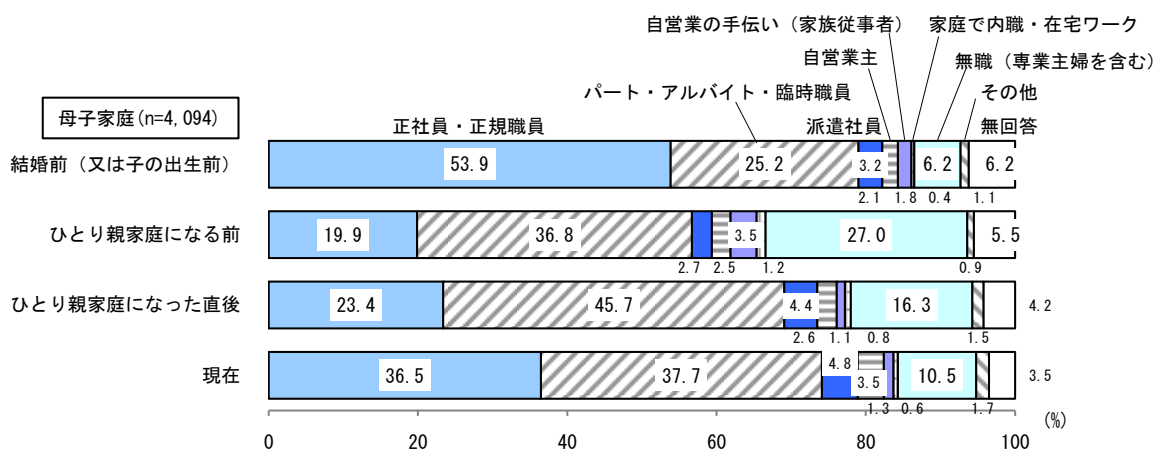
しかし、母子家庭の就業形態の変化についてみると、「正社員・正規職員」として働いている人は、婚姻中に大きく減少し、ひとり親家庭になった直後には23.4%、現在は36.5%となっています。また、現在のひとり親家庭の就業者のうち「パート・アルバイト・臨時職員」、「派遣職員」など非正規職員の割合は43.8%となっています。

ひとり親が一人で就業と子育てとの両方を担わなければならないことから、より高い所得が得られる正規雇用の職に就くことを希望しながらも、多くは賃金が低い非正規雇用の職に就かざるを得ない現状があります。

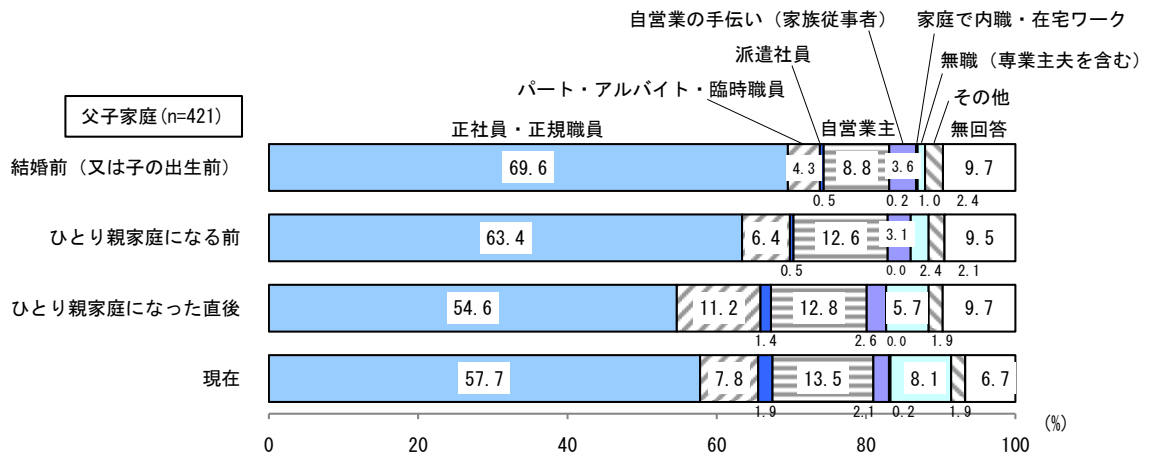
一方、父子家庭の就業形態については、経過にかかわらず「正社員・正規職員」が過半数を占めていますが、ひとり親家庭になった直後に割合が減少しています。また、ひとり親家庭になった直後から「無職（専業主婦を含む）」の割合が大きく増加しています。

なお、副業の実施状況については、母子家庭は10.5%、父子家庭は7.4%となっています。

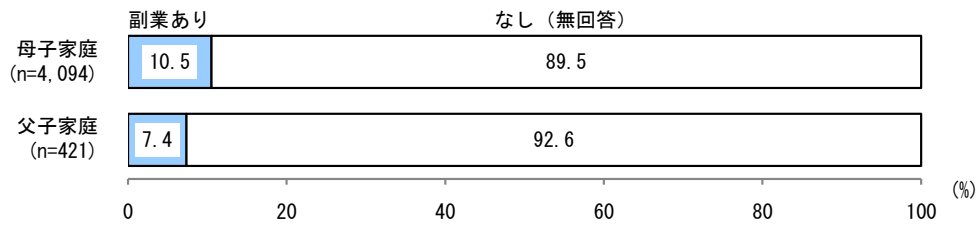
【就業形態の変化（母子家庭）】



【就業形態の変化（父子家庭）】



【副業の有無】

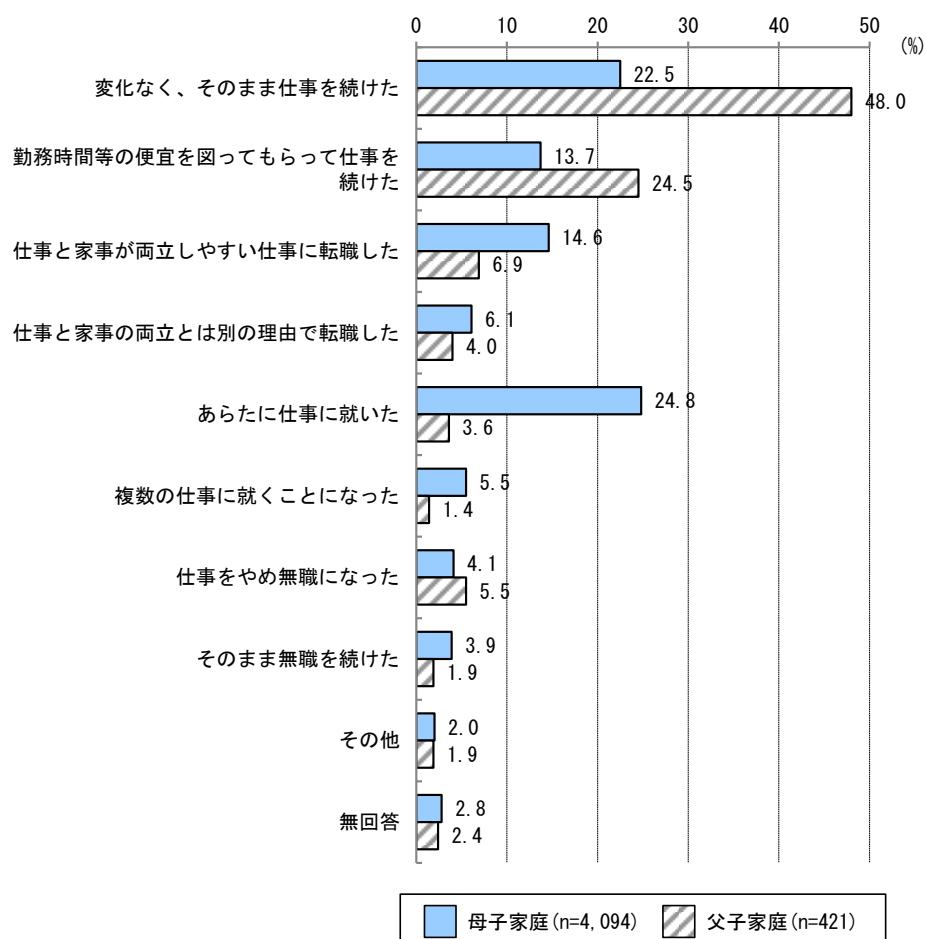


イ ひとり親家庭になる前後の就業状況

母子家庭では、「あらたに仕事に就いた」が24.8%で最も多くなっています。これに次いで、「変化なく、そのまま仕事を続けた」が22.5%で、「勤務時間等の便宜を図ってもらって仕事を続けた」の13.7%と合わせると、継続して仕事をしている母親は36.2%となっています。

一方、父子家庭では「変化なく、そのまま仕事を続けた」が48.0%で最も多く、次いで「勤務時間等の便宜を図ってもらって仕事を続けた」が24.5%となっており、両者を合わせると、継続して仕事をしている父親が72.5%となっています。

【ひとり親家庭になる前後での仕事の変化】

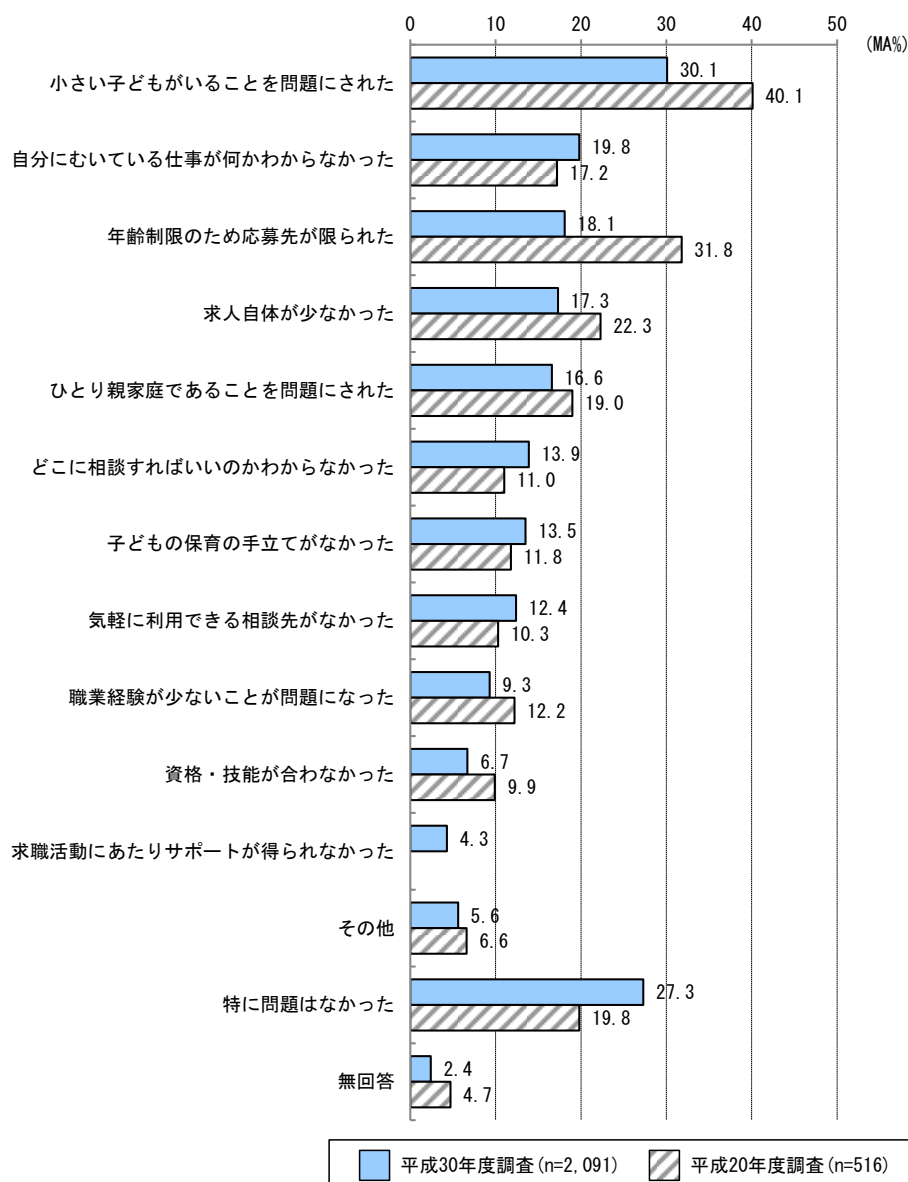


ウ 転職の希望と求職活動での問題点

現在働いている人に、転職したいかをたずねると、母子家庭では「すぐに転職したい」、「よい仕事があれば転職したい」の合計が39.3%で父子家庭の24.2%と比較すると転職希望が高い状況です。

一方、母子家庭となり、転職や就職、複数の仕事に就いた人に、求職活動での問題点をたずねると、平成20年度調査と比較すると、「特に問題はなかった」が7.5ポイント増加しており、「年齢制限のため応募先が限られた」は13.7ポイント、「小さい子どもがいることを問題にされた」は10.0ポイント減少しているものの、「小さい子どもがいることを問題にされた」が30.1%で最も多く、ひとりで子育てをしながら求職活動を行うことの困難さがあらわれています。

【経年比較 求職活動での問題点（母子家庭）】

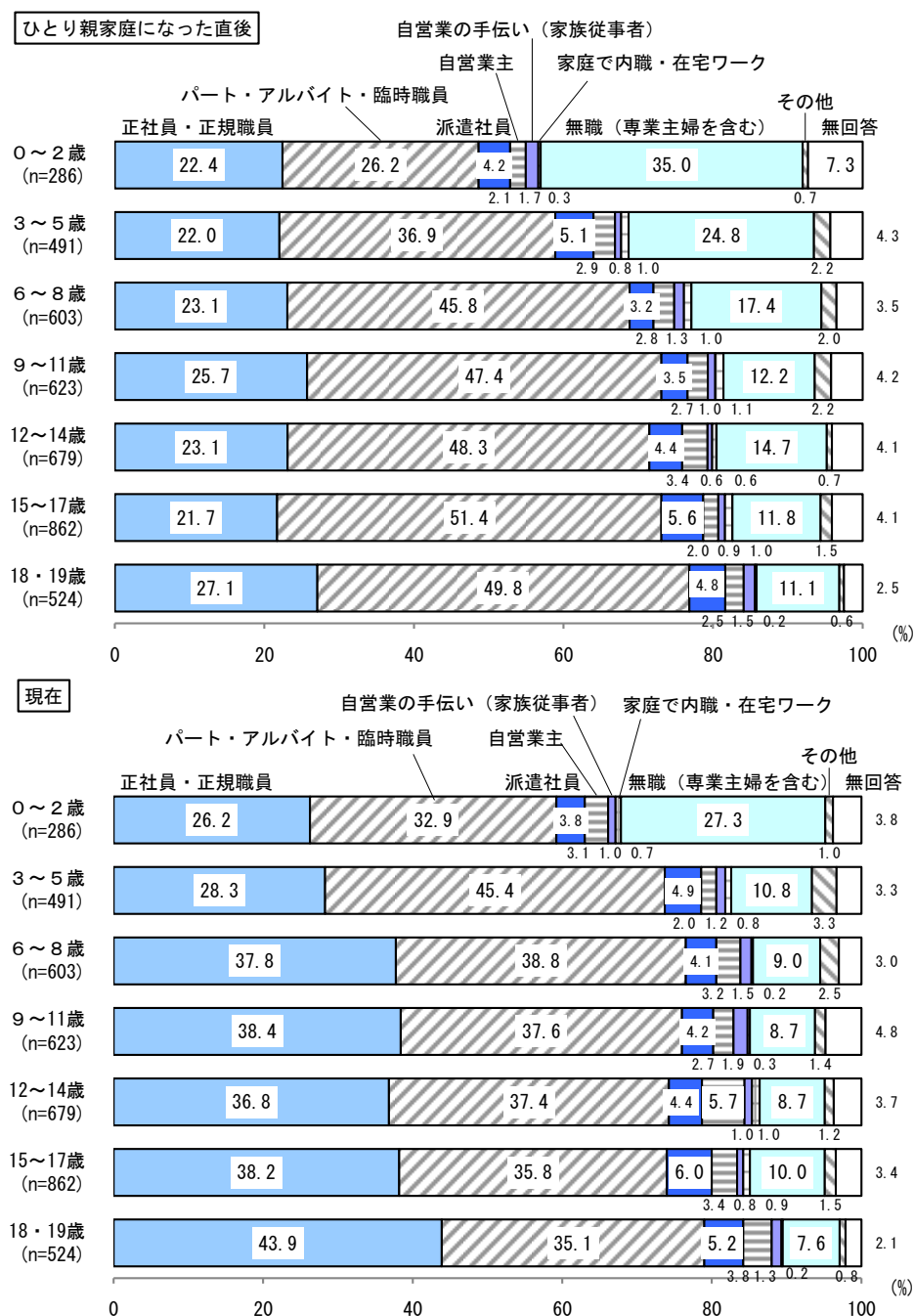


エ 末子の年齢別 就業形態の変化

母子家庭について、ひとり親家庭になった直後では、末子が年少になるほど無職の割合が高くなっています。なお、現在では、無職の割合が、末子3～5歳の母親含めた3歳以上の母親は約10%に減少しますが、末子0～2歳の母親は27.3%と高い状況のままです。

ひとり親家庭にとって、就業による経済的自立は重要な課題ですが、その前提として、仕事と子育ての両立が必要です。子育てをすることが就業に不利とならないよう、ライフステージによって多様な働き方を主体的に選択できるような支援が必要です。

【図 3-1①-5 末子の年齢別 就業形態の変化（母子家庭）】

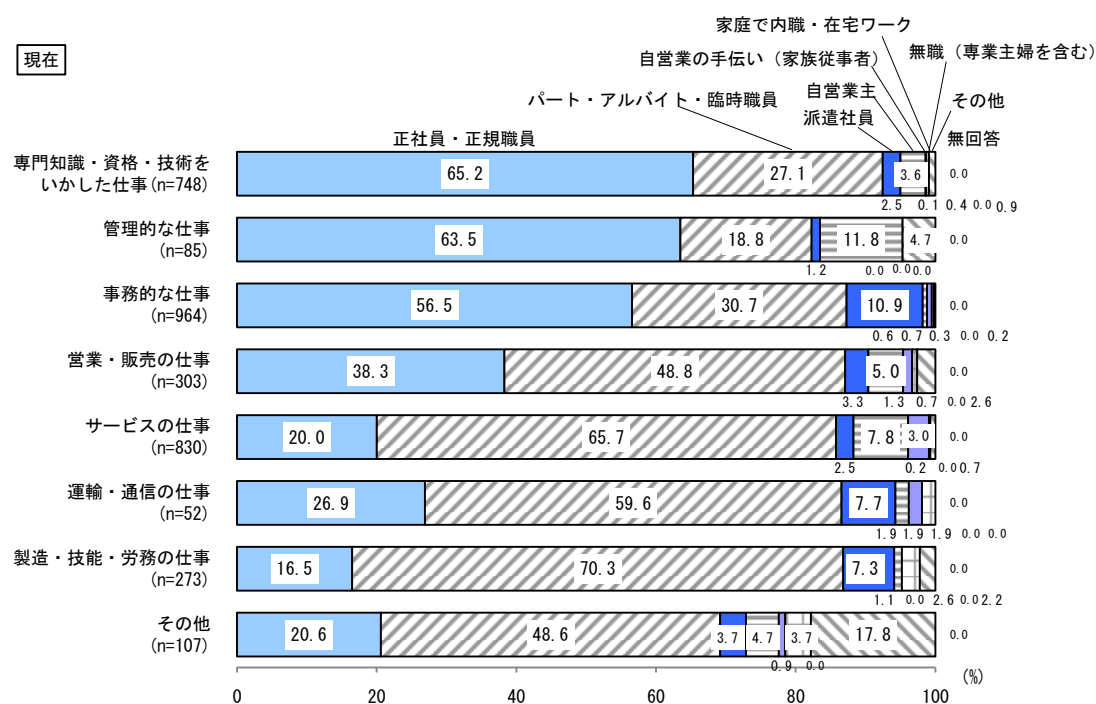


オ 専門知識、資格取得の有効性

母子家庭について、現在の職種別でみると、専門知識・資格・技術をいかした仕事をしている母親の「正社員・正規職員」の割合が65.2%と母子家庭全体の割合である36.5%に比べて著しく高く、安定した雇用により有効であることがあらわれています。

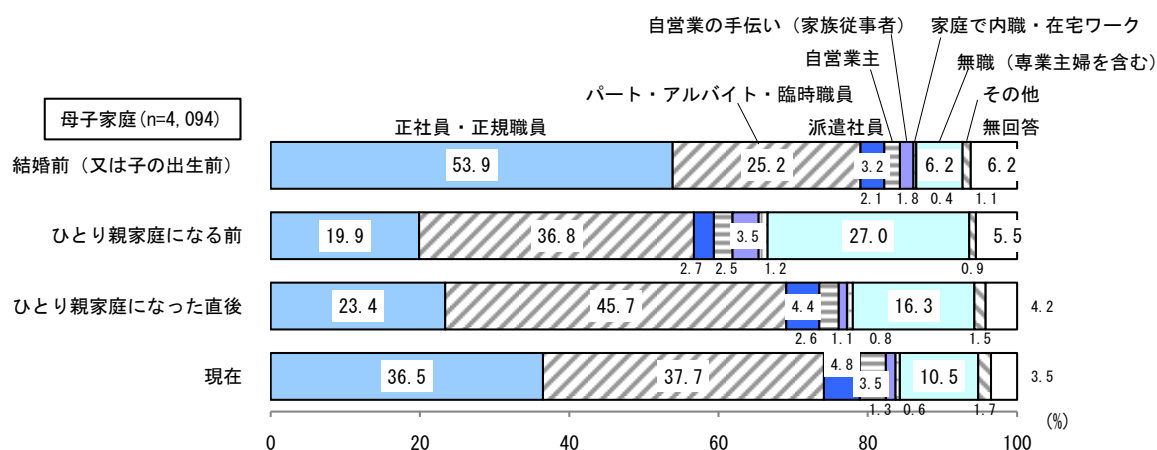
一方、資格を取得するときの悩みとして、「資格取得のための費用がない」、「資格取得のための時間がない」、「資格取得中に収入が減ること」と考えている方も多く、ひとり親家庭支援制度の周知や相談窓口への誘導などが必要です。

【現在の職種別 就業形態の変化（母子家庭）】



「(1) ア」のグラフより

【就業形態の変化（母子家庭）】

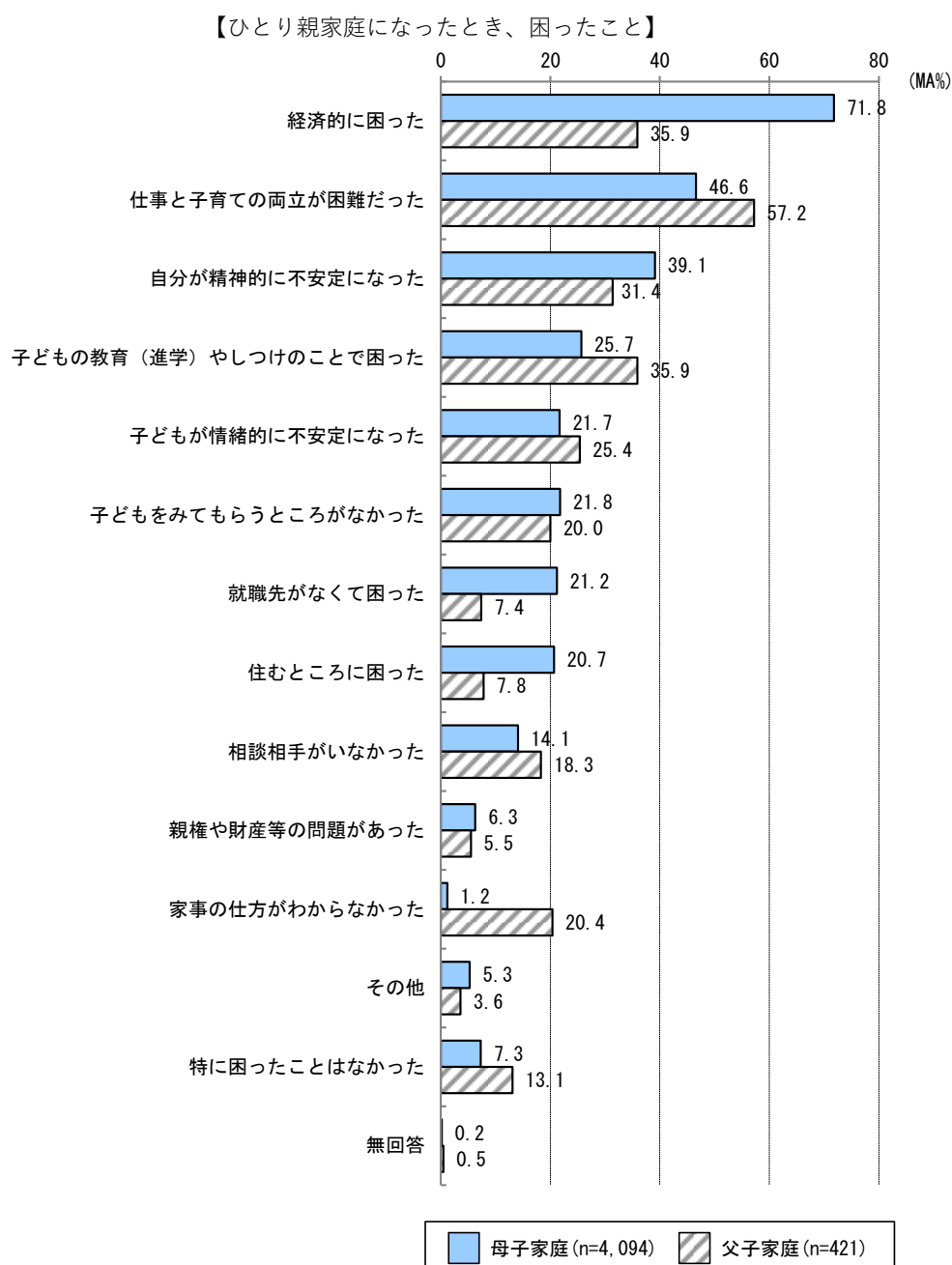


(2) 子育て・生活について

ア ひとり親家庭になったとき、困ったこと

ひとり親家庭になったとき、困ったことについて、母子家庭では「経済的に困った」が71.8%で最も多く、父子家庭の35.9%に比べて35.9ポイント高い割合になっています。なお、「就職先がなくて困った」(21.2%)と「住むところに困った」(20.7%)も父子家庭に比べて10ポイント以上高い割合になっています。

一方、父子家庭では「仕事と子育ての両立が困難だった」(57.2%)が最も多く、「こどもの教育(進学)やしつけのことで困った」(35.9%)や「家事の仕方がわからなかった」(20.4%)は母子家庭に比べて10ポイント以上高い割合になっています。



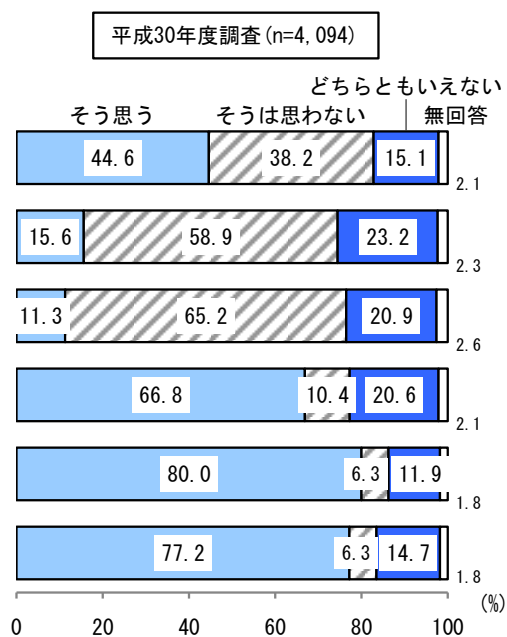
イ こどもについての悩み

こどもとの関係を見てみると、「こどもとの時間が十分にとれない」と感じる割合が母子家庭・父子家庭とも4割を超えているものの、「こどもの気持ちがよくわからない」、「こどもがわずらわしい」と感じている割合は低く、「自分はこどもに頼られている」、「こどもは自分の生きがいだ」と思う割合が高くなっており、おおむね良好な関係にあるといえます。

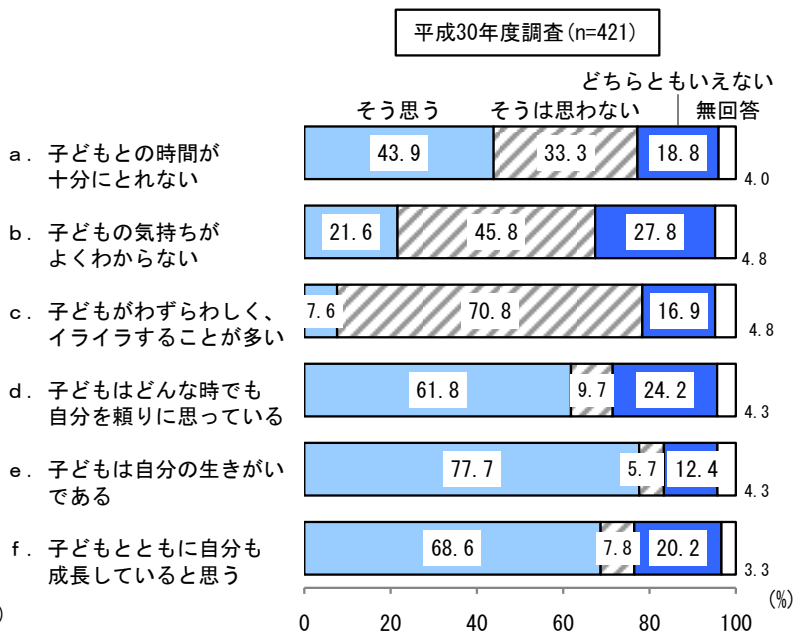
しかし、こどもについての悩みをきくと、母子家庭、父子家庭の親とも、こどもの「進学」や「学力」、「しつけのこと」について悩みを持つのは共通していますが、母子家庭に比べ、「食事・栄養のこと」について悩んでいる父子家庭が多いこと、子育てに関する相談相手をたずねると、相談相手はいないと答えた割合が父子家庭の方が高いことから、父子家庭特有のニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。

【子育てやこどもとの関係で感じていること】

【母子家庭】



【父子家庭】



ウ ひとり親家庭になった前後の転居の有無及び住居の変化

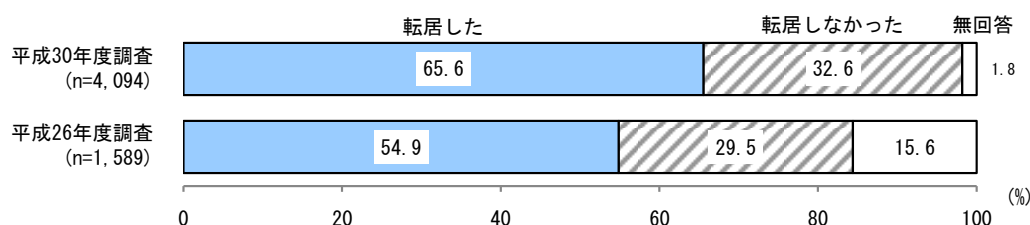
ひとり親家庭になったときに転居したかについて、母子家庭では「転居した」が65.6%、「転居しなかった」は32.6%となっています。

一方、父子家庭では「転居しなかった」が62.7%を占めており、「転居した」は34.7%となっています。

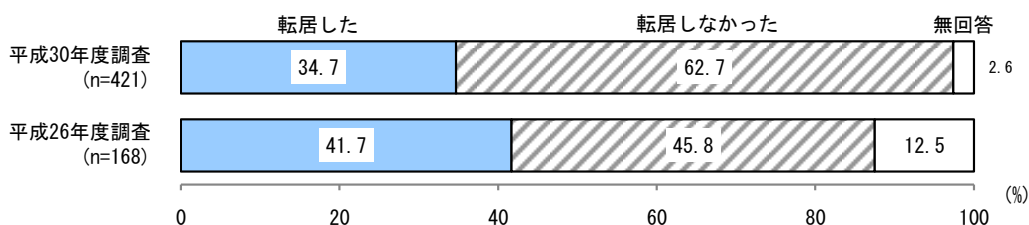
また、母子家庭では、ひとり親家庭になる前、ひとり親家庭になった直後に比べ、現在の「市・府営住宅」が14.5%と大幅に増加しています。

転居先の住居として、所得に応じて家賃が決定する「市・府営住宅」が選ばれていることが伺えます。

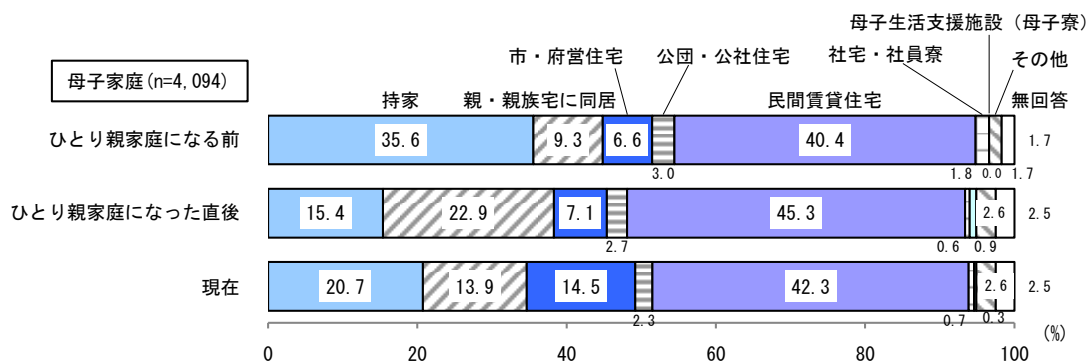
【経年比較 ひとり親家庭になった前後の転居の有無（母子家庭）】



【経年比較 ひとり親家庭になった前後の転居の有無（父子家庭）】



【住居の変化及び現在の住居（母子家庭）】

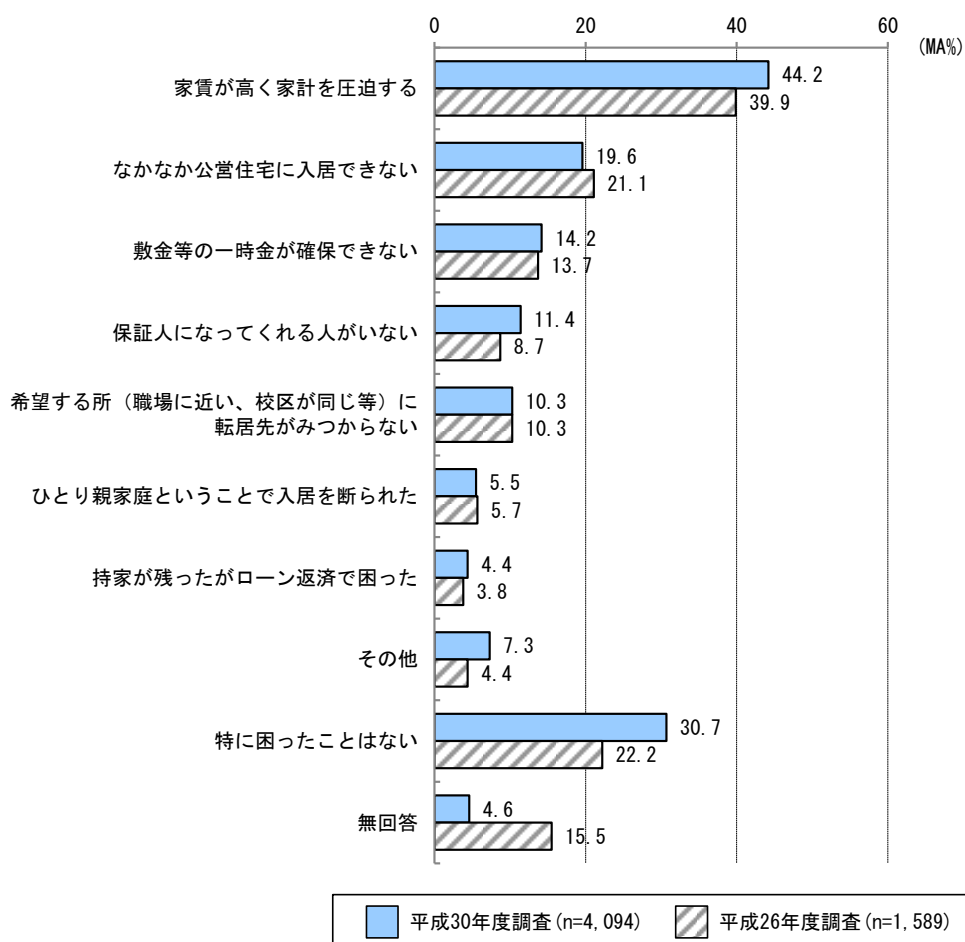


エ ひとり親家庭になってから住居に関して困ったこと

ひとり親家庭になってから住居に関して困ったことについて、母子家庭では「家賃が高く家計を圧迫する」が44.2%で最も多く、次いで「特に困ったことはない」が30.7%、「なかなか公営住宅に入居できない」が19.6%となっています。

平成26年度調査と比較すると、「特に困ったことはない」が8.5ポイント増加しています。父子家庭では「特に困ったことはない」が51.8%を占めており、困ったことがある人では「家賃が高く家計を圧迫する」が22.6%で最も多く、次いで「持家が残ったがローン返済で困った」が14.0%となっています。

【経年比較 ひとり親家庭になってから住居に関して困ったこと（母子家庭）】



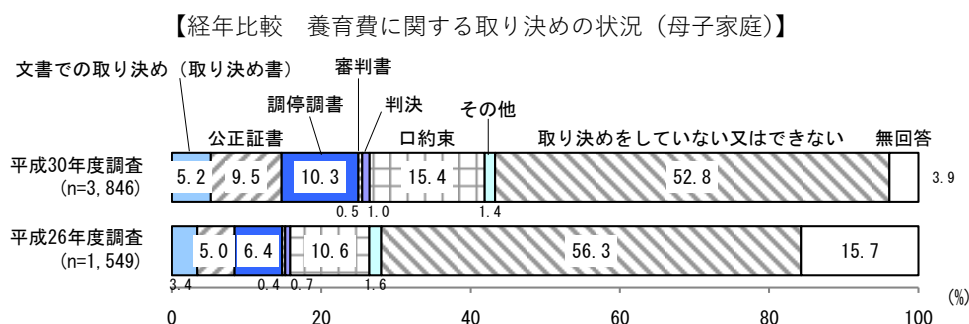
(3) 養育費・面会交流について

ア 養育費の取り決め状況

母子家庭で、「何らかの取り決め」をしている割合は 43.3%、「何らかの文書で取り決め」を交わしている割合は 27.9%、「公正証書など強制執行が可能な文書（債務名義）」で取り決めを交わしている割合は 21.3%となっています。

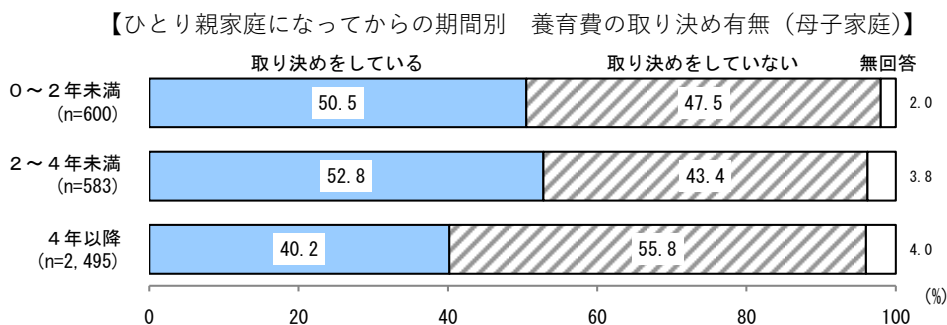
平成 26 年度調査と比較しますと、「何らかの取り決め」は 15.2 ポイント、「何らかの文書で取り決め」は 10.4 ポイント、「債務名義化した文書で取り決め」は 8.8 ポイント増加しています。

しかし「取り決めをしていない又はできない」の割合は 52.8%であり、養育費の取り決めの重要性の啓発や相談等の支援が必要です。

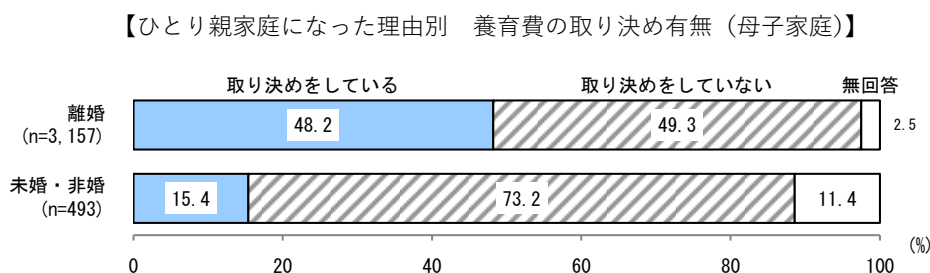


母子親家庭になってからの期間別でみると、「取り決めをしている」割合が、4 年未満で 5 割を超える一方、4 年以降になると約 4 割になっています。

民法の改正や養育費の取り決めの重要性の理解が進んでいることがあらわれています。



母子親家庭になった理由別でみると、離婚のひとり親家庭で、「取り決めをしている」割合は 48.2%に対し、未婚・非婚のひとり親家庭は 15.4%であり、養育費の取り決めが困難な実情があらわれています。

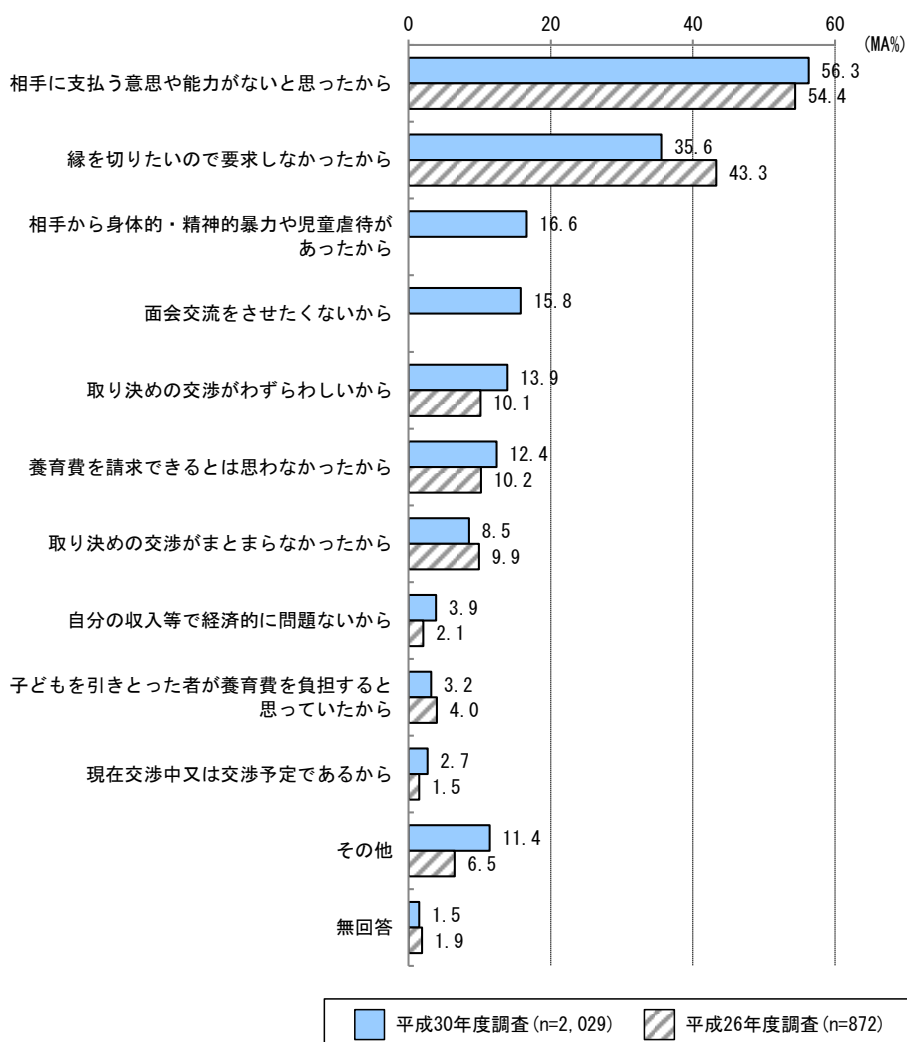


イ 養育費の取り決めをしていない（できない）理由

「養育費の取り決めをしていない又はできない」と回答した人に、その理由をたずねると、母子家庭では「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が56.3%で最も多く、次いで「縁を切りたいので要求しなかったから」が35.6%、「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」が16.6%、「面会交流をさせたくないから」が15.8%となっています。

平成26年度調査の状況と大きく違いはなく、「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」といった理由に対しては慎重な対応が求められるものの、養育費の確保に積極的に取り組めるような支援が必要です。

【図 5-1②-1 経年比較 養育費の取り決めをしていない理由（母子家庭）】



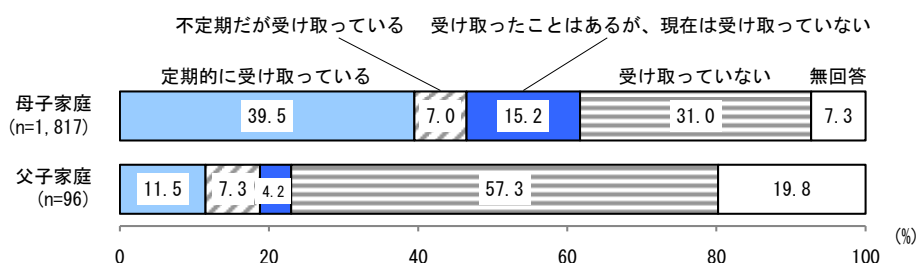
※平成26年度調査では「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」と「面会交流をさせたくないから」の選択肢は設けられていない。

ウ 養育費の受け取り状況①

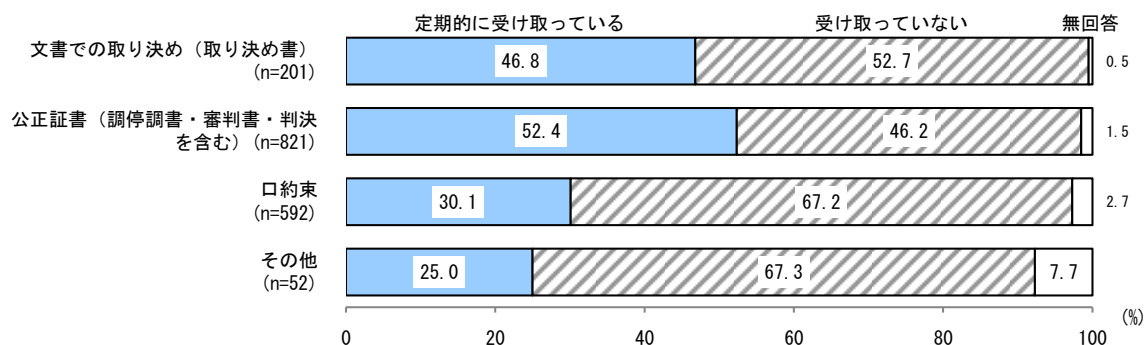
養育費の取り決めをしている母子家庭で、「定期的に受け取っている」割合は39.5%となっていますが、養育費の取り決め内容別で受け取り状況をみると、「公正証書などの文書」が52.4%で最も高く、債務名義化の促進が有効であることがわかります。

また、養育費の取り決め額については、母子家庭の平均額は月額5.0万円となっています。

【養育費の受け取り状況（取り決めをしている家庭）】



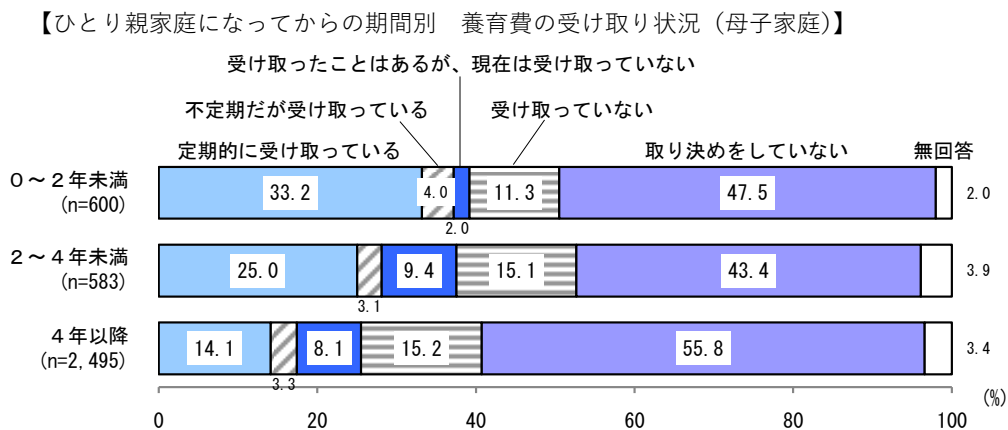
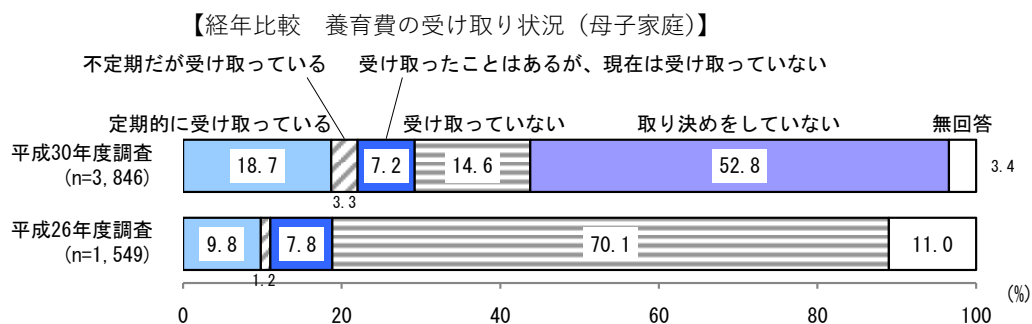
【養育費の取り決め内容別 養育費の定期的な受け取り状況（母子家庭）】



エ 養育費の受け取り状況②

養育費の取り決めをしていない（できない）方も含めた全母子家庭で、「定期的に受け取っている」割合は18.7%、「不定期の受け取り」も含めた「受け取っている」割合は22%となっています。平成26年度調査と比較すると、「定期的に受け取っている」が8.9ポイント、「受け取っている」が11ポイント増加しています。

しかし、「受け取っていない（取決めをしていないを含む）」家庭が大半であり、ひとり親家庭になってからの期間別でみると、期間が長くなるほど受け取る割合が低くなるのがわかります。養育費を取り決めても、支払いが滞ることが多く、養育費の継続した履行確保が課題となっています。



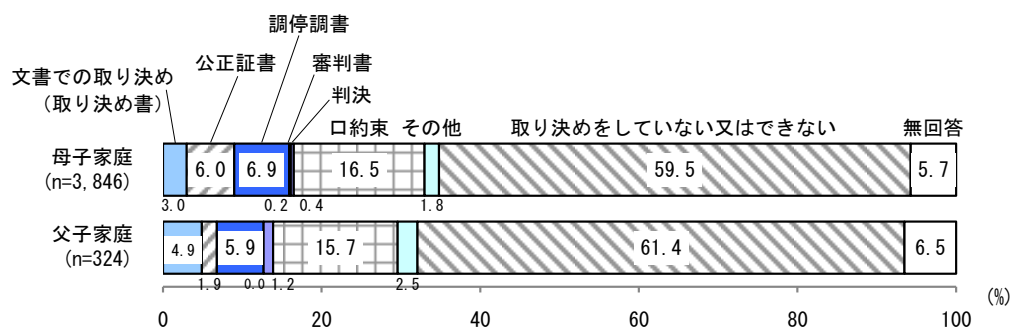
オ 面会交流の状況

母子家庭で、「何らかの取り決め」をしている割合は 34.8%、「何らかの文書で取り決め」を交わしている割合は 18.3%、「公正証書など債務名義化した文書で取り決め」を交わしている割合は 13.5%となっています。

一方、父子家庭では、「何らかの取り決め」の割合は 32.1%、「何らかの文書で取り決め」の割合は 16.4%、「債務名義化した文書で取り決め」の割合は 9%となっています。

しかし、母子家庭、父子家庭とも「取り決めをしていない又はできない」の割合が約 60%で、面会交流の実施状況をみても、母子家庭が 18.4%、父子家庭が 21.3%と低い状況であり、面会交流の取り決めの重要性の啓発等の支援が必要です。

【面会交流の取り決めの状況】



【面会交流の実施状況】

